

「医薬品副作用・安全対策支援統合システムの 再構築の要件定義業務」参加要項

第1条 「医薬品副作用・安全対策支援統合システムの再構築の要件定義業務」に参加を希望する者は、下記1に掲げる提出書類を下記3に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送により提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載にあたっては、下記2に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことは出来ない。

第4条 本公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本要項の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 本要項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 提出書類・部数

- (1) 適合証明書等入札参加資格確認書類（入札説明書参照） 2部
- (2) 企画提案書（記5. 評価項目参照）
CD-R 2部（事業者名記載したもの1部、事業者名を記載しないもの1部）
事業者名無しの提出物については、事業者名、ロゴマーク及びコーポレートカラー等を一切記載せず、提出者が特定できないよう、最大限の配慮を行うこと。（パンフレット、カタログ等は除く）

2. 留意事項

提出された書類に対する経費の支出は一切行わない。また、提出書類は返却しない。

提出書類には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、非公開とする。

入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の件（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

3. 提出場所・期限

(1) 提出場所・連絡先

①. 適合証明書等入札参加資格確認書類（以下の2部署に1部ずつ提出すること）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

・独立行政法人医薬品医療機器総合機構 19階西

財務管理部契約課第一係 電話：03-3506-9428

・独立行政法人医薬品医療機器総合機構 13階西

安全性情報・企画管理部情報管理課 電話：03-3506-9482

②. 企画提案書（以下の部署にCD-R2部を提出すること）

・独立行政法人医薬品医療機器総合機構 13階西

安全性情報・企画管理部情報管理課 電話：03-3506-9482

(2) 提出期日

令和4年5月20日 17:00（必着）

(3) 提出方法

直接提出

郵送での提出も可とするが、提出期限までに到達しなかった申込書は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

4. 落札者決定方式

落札者の決定は、一般競争入札（総合評価落札方式）により、総合評価点の最も高い者を落札者とする。なお、技術の評価にあたっては、医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」という。）に設置する一般競争入札（総合評価落札方式）選定委員会にて評価を行う。入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、選定には機構CIO補佐も参加する。

(1) 選定の手順

- ① 価格入札を実施し、入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、技術審査に進むことはできない。ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。
- ② 入札価格が予定価格の範囲内であった参加者に対し、技術審査を実施する。参加者は企画提案書に基づき企画案プレゼンテーションを15分間行い、評価を受ける。
- ③ 参加者は選定委員から質疑を受ける。なお、質疑応答時間は10分とする。
- ④ 選定委員は、上記②及び③の結果を審議する。
- ⑤ 審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。
- ⑥ 機構は、各参加者から提出された入札価格と機構算定の予定価格により、各参加者の価格点を決定する。
- ⑦ 機構は、価格点と技術点の合計点を算出し、最高点を得た参加者を落札者とし、契約を行う。結果については、速やかに参加者全員に通知する。
- ⑧ 入札に際し著しく低い価格の入札があった場合には、調査を実施し、契約の履行ができないと認められる場合には、その者と契約を結ばず、次点の者と契約を結ぶこととする。

5. 技術点の評価基準

(1) 評価項目

別紙参照

(2) 評価点

- ① 価格に対する得点を 400 点、技術に対する得点を 1200 点とする。
- ② 価格点は、入札価格を予定価格で除した値を 1 から減じた値に、400 を乗じ算出（小数点以下第二位を四捨五入）する。
価格点の満点（400 点）×（1－入札価格／予定価格）
競争入札のため予定価格は公表しない。
- ③ 技術点は、企画書とプレゼンテーションを総合して評価を行う。

6. 手続の全体フロー

- (1) 入札公告 令和 4 年 3 月 16 日（水）
- (2) 企画提案書提出 令和 4 年 5 月 20 日（金）
- (3) 入札 令和 4 年 5 月 27 日（金）
- (4) 開札、プレゼンテーション 令和 4 年 5 月 27 日（金）
- (5) 契約締結

「医薬品副作用・安全対策支援統合システムの

再構築の要件定義業務」評価基準書

1. 価格点の評価

評価項目	評価基準	配点
1 価格	価格点=400（価格点の満点）× [1－（入札価格／予定価格）]	400

2. 技術点の評価

評価項目	調達仕様書に掲げる要件	評価基準	配点	基準点
1 ア. 課題に対する理解度	1 調達案件の概要に関する事項	①機構が必要としている支援内容（何に困っているか）を明確に理解しているか	90	45
		②作業量・スケジュールの想定は、機構の想定から著しく乖離しておらず、また説得力があるか	90	45
		③本業務の全期間における繁忙期がいつになるか理解しており、十分に対応できる体制を提案できているか	60	30
2 イ. 円滑な業務運用を実現する能力	3 作業の実施内容に関する事項	④安対システムにおける課題・改善点を明確にするための具体的な方策が記載されているか、また改善結果を定量的に評価可能な方法が明確に示されているか	90	45
		⑤ヒアリングを効果的・効率的に行うための具体的な方策が記載されているか	90	45
		⑥「業務課題／改善要望／改善案一覧」に関するボトルネックを分析する具体的な方策が記載されているか	90	45
		⑦次期システム化の要件定義書を取りまとめ、妥当性のある概算費用見積りを作成、もしくは、評価することができるか	90	45
3 ウ. 本業務に関する技術的能力	4 作業の実施体制・方法に関する事項	⑧要員の資格、専門知識は十分か	30	15
		⑨要員の業務経験が具体的に記載されているか	10	5
		⑩要員が本調達に適合していることが具体的に記載されているか	10	5
エ. 過去の実績	7 入札参加資格に関する事項	⑪類似プロジェクトの十分な実績はあるか	90	45
		⑫類似プロジェクトの規模が具体的に示されているか	30	15

			⑬類似プロジェクトの成功例が具体的に示されているか	50	25
	オ.プロジェクトの管理能力	4 作業の実施体制・方法に関する事項	⑭それぞれの作業の担当者が明確に示されているか	90	45
			⑮受注者における遂行責任者及びリーダーの管理・遂行能力が示されているか	90	45
			⑯プロジェクト管理手法が示されているか	50	25
			⑰プロジェクト管理実績が具体的に記載されているか	80	40
4	カ.ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	なし	⑱女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	30	—
			⑲次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	20	—
			⑳若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	20	—
合計				1200	

1. 価格点 400 点満点、技術点 1200 点満点（1：3）とする。
2. 技術点の評価点は、採点の目安を基に、各評価項目に示した範囲の点数で評価する。（各者、項目毎に絶対評価で採点。各者間の相対評価ではない。）
3. 技術点の評価項目について、「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」を除く項目で評価者全体の過半数を超える者が「0 点」の評定をつけた項目が 1 つでもある場合は不合格とする。また、基準点が設定された評価項目のうち 1 つでも採点結果（点数は採点者全員の平均値）が基準点に達しなければ、当該事業の確実な遂行が危ぶまれる可能性があるため、不合格とする。
4. 評価の対象となる資格や認定等を証明する書類を企画提案書に添付すること。